毎週月.水.金曜日発行

富山県報

平成25年4月26日

金曜日

号 外

目

次 -

告 示

○富山海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の漁場計画

1

富山県告示第221号

富山海区における定置漁業、区画漁業及び共同漁業の漁場計画について 漁業法(昭和24年法律第 267号)第11条第1項の規定により、漁業の免許につい て、漁業の種類、漁場の位置及び区域、漁業の時期その他免許の内容たるべき事項、 免許予定日、申請期間並びに地元地区又は関係地区を次のとおり定めたので、同条 第5項の規定により公示する。

平成25年4月26日

富山県知事 石 井 隆 一

第1 定置漁業

| 1 | 公示番号 | 定第1号(境岸) |
|---|-----------|---|
| 2 | (1) 漁業の名称 | あじ、さば定置漁業 |
| | (2) 漁業の時期 | 4月1日から8月31日まで |
| 免 | (3) 漁場の位置 | 富山県下新川郡朝日町地先 |
| 許 | | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 |
| の | | ア 富山県漁場測量標(以下「測量標」という。)第 100-2 |
| 内 | (4) 漁場の区域 | 号から第 102-2号の見透線を基準として 297度59分 1,609メートルの点 イ 同 323度12分 967メートルの点 |
| 容 | | ウ 同 316度08分 836メートルの点 エ 同 287度01分 1,438メートルの点 |
| 3 | 制限又は条件 | なし |
| 4 | 地元地区 | 富山県下新川郡朝日町 |

| 2 | |
|------------------|--|
| 平成 25 年 4 月 26 日 | |
| 田小 | |
| E | |
| 油 | |

定第3号(宮崎)

囲まれた区域

なし

ウ 同 102度25分

富山県下新川郡朝日町

あじ、さば、ぶり定置漁業

1月1日から12月31日まで

富山県下新川郡朝日町地先

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって

ア 測量標第 108-2号から第 110-2号の見透線を基準として

268メートルの点

124度34分 1,530メートルの点

イ 同 144度24分 320メートルの点

エ 同 106度56分 1.298メートルの点

定第2号(境)

囲まれた区域

ウ 同 287度01分

エ 同 280度11分

富山県下新川郡朝日町

なし

あじ、さば定置漁業

4月1日から8月31日まで

富山県下新川郡朝日町地先

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって

ア 測量標第 100-2号から第 102-2号の見透線を基準として

288度23分 2,341メートルの点

1.438メートルの点

1,826メートルの点

イ 同 297度59分 1,609メートルの点

| l | mnil |
|---|------|
| | E |
| | 示 |
| ١ | ## |

| H | Ι | |
|----|---|--|
| ٠, | | |

| 定第4号(目合又) | | 定第5号(旧和合) | |
|------------------|-------------------|---------------------|--------------|
| ぶり、さば定置漁業 | | あじ、さば、ぶり定置漁業 | |
| 1月1日から12月31日まで | | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県下新川郡入善町地先 | | 富山県下新川郡入善町地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの | O各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を | 順次に結ぶ4直線によって |
| 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 175-3号から | 5第77-2号の見透線を基準として | ア 測量標第 175-3号から第77- | 2号の見透線を基準として |
| 282度36分56秒 | 753.996メートルの点 | 274度37分12秒 1,2 | 57.924メートルの点 |
| イ 同 270度12分17秒 | 243.755メートルの点 | イ 同 282度36分56秒 7 | 53.996メートルの点 |
| ウ 同 227度17分19秒 | 294.122メートルの点 | ウ 同 241度22分21秒 7 | 68.778メートルの点 |
| 工 同 241度22分21秒 | 768.778メートルの点 | 工 同 244度19分28秒 1,2 | 33.245メートルの点 |
| | | | |
| | | | |
| なし | | なし | |
| | | | |
| | | | |
| 호그 또 가장 !! 파크 상짜 | | | |
| 富山県下新川郡入善町 | | 富山県下新川郡入善町 | |
| | | | |
| | | | |

| 定第6号 (川中) | | 定第7号(鷹野) | | |
|----------------|--|---|--|--|
| あじ、さば、ぶり定置漁業 | | あじ、さば定置漁業 | | |
| 1月1日から12月31日まで | | 1月1日から12月31日まで | | |
| 富山県下新川郡入善町地先 | | 富山県黒部市地先 | | |
| って囲まれた区域 | びアの各点を順次に結ぶ5直線によ ら第 127号の見透線を基準として 1,160メートルの点 1,033メートルの点 626メートルの点 462メートルの点 939メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 141-2号から第 140-2号の見透線を基準として 307度06分 1,029メートルの点 イ 同 336度20分 466メートルの点 ウ 同 301度22分 281メートルの点 エ 同 280度31分 906メートルの点 | | |
| なし | | なし | | |
| 富山県下新川郡入善町 | | 富山県黒部市立野、新町及び浜石田 | | |

| 定第8号 (大島) | | 定第9号(藤吉) | |
|---------------|--------------------------|----------------|------------------|
| あじ、さば定置漁業 | | ぶり定置漁業 | |
| 3月1日から7月31日ま | Ĉ | 9月1日から翌年3月31日 | まで |
| 富山県魚津市地先 | | 富山県魚津市地先 | |
| 次のア、イ、ウ及びアの名 | 各点を順次に結ぶ3直線によって囲ま | 次のア、イ、ウ、エ及びア | の各点を順次に結ぶ4直線によって |
| れた区域 | | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 143号から | 育 142号の見透線を基準として | ア 測量標第 147号から第 | 145号の見透線を基準として |
| 265度50分 | 649メートルの点 | 315度55分 | 1,223メートルの点 |
| イ 同 224度32分 | 258メートルの点 | イ 同 347度08分 | 731メートルの点 |
| ウ 同 234度44分 | 859メートルの点 | ウ 同 330度35分 | 497メートルの点 |
| | | エ 同 292度07分 | 980メートルの点 |
| 漁業調整のため次の工及で | ドオの点を結ぶ正線から北側に漁具を | なし | |
| 敷設してはならない。 | | | |
| エ 測量標第 143号から | 育 142号の見透線を基準として | | |
| 255度14分 | 685メートルの点 | | |
| オ 同 257度32分 | 471メートルの点 | | |
| | | | |
| 富山県魚津市 | | 富山県魚津市 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 定第10号(ガケノ当) | | 定第11号(高峰) | |
|------------------|-----------------|----------------|------------------|
| あじ、さば定置漁業 | | ぶり定置漁業 | |
| 4月1日から8月31日まで | | 9月1日から翌年3月31日 | まで |
| 富山県魚津市地先 | | 富山県魚津市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの | 各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及びア | の各点を順次に結ぶ4直線によって |
| 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 147号から第 1 | 45号の見透線を基準として | ア 測量標第 148号から第 | 147号の見透線を基準として |
| 287度23分 | 886メートルの点 | 262度35分 | 1,050メートルの点 |
| イ 同 267度54分 | 300メートルの点 | イ 同 253度34分 | 196メートルの点 |
| ウ 同 247度00分 | 334メートルの点 | ウ 同 205度47分 | 294メートルの点 |
| エ 同 266度03分 | 899メートルの点 | エ 同 222度33分 | 940メートルの点 |
| | | | |
| | | | |
| なし | | なし | |
| | | | |
| | | | |
| 富山県魚津市 | | 富山県魚津市 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 定第12号(杉の端) | 定第13号(沖住吉) | | |
|--|--|---|--|
| あじ、さば定置漁業 | ぶり定置漁業 | | |
| 3月15日から11月20日まで | 9月1日から翌年3月20日まで | | |
| 富山県魚津市地先 | 富山県魚津市地先 | | |
| 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結ぶ3直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 149-2号から第 150-2号の見透線を基準として73度24分 620メートルの点 イ 同14度11分 435メートルの点 ウ 同48度10分 1,067メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によっ 囲まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 71度05分 658メートルの点 イ 同 338度40分 203メートルの点 ウ 同 353度22分 482メートルの点 エ 同 41度42分 899メートルの点 | τ | |
| なし | なし | | |
| 富山県魚津市 | 富山県魚津市 | | |

| 定第14号 (鴻津一番) 定第15号 (イゴ場) 日たるいか定置漁業 日たるいか定置漁業 日たるいか定置漁業 日たるいか定置漁業 日まるいか定置漁業 日本るいか定置漁業 日本るいか定置漁業 日本るいか定置漁業 日本るいか定置漁業 日本るいか定置漁業 日本るいか定置漁業 日本るいか定置漁業 日本るいか定置漁業 日本のによいて 日本のによいて 日本のに、大のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 田まれた区域 日本のに、 | | | | | 1 |
|--|------------------------------|----------------|--|------------------|--------------|
| 3月21日から 8月31日まで 3月21日から 8月31日まで 富山県魚津市地先 常心 大のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ 4 直線によって 囲まれた区域 円 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 61度49分 855メートルの点 イ 同 351度07分 427メートルの点 イ 同 32度20分 523メートルの点 ウ 同 351度16分 444メートルの点 エ 同 50度04分 934メートルの点 エ 同 24度45分 619メートルの点 ※ | 定第14号(鴻津一番) | | 定第15号(イゴ場) | | ∞ |
| 富山県魚津市地先 富山県魚津市地先 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 61度49分 855メートルの点 イ 同34度35分 502メートルの点 ウ 同32度20分 523メートルの点 エ 同50度04分 934メートルの点 エ 同50度04分 なし 富山県魚津市 富山県魚津市 市 電山県魚津市 本 | 3月21日から8月31日まで | | | | |
| 富山県魚津市地先 富山県魚津市地先 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 61度49分 855メートルの点 イ 同34度35分 502メートルの点 ウ 同32度20分 523メートルの点 エ 同50度04分 934メートルの点 エ 同50度04分 なし 富山県魚津市 富山県魚津市 市 電山県魚津市 本 | | | | | |
| 次のア、イ、ウ、工及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 次のア、イ、ウ、工及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 次のア、イ、ウ、工及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 次のア、イ、ウ、工及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 別と 団まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 61度49分 33度25分 512メートルの点 100円の内点 100円の内点 <td>富山県魚津市地先</td> <td></td> <td>5年4</td> | | | 富山県魚津市地先 | | 5年4 |
| 囲まれた区域 囲まれた区域 ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 61度49分 855メートルの点 33度25分 512メートルの点 ロ34度35分 512メートルの点 ロ351度07分 427メートルの点 ロ351度16分 444メートルの点 ロ351度16分 444メートルの点 ロ351度16分 エロ50度04分 ロ34メートルの点 ロ34度45分 日19メートルの点 ロ34度45分 ロ34度45分 日19メートルの点 ロ34度45分 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | | 次のア、イ、ウ、エ及びアの | の各点を順次に結ぶ4直線によって | 田 |
| 61度49分 855メートルの点 33度25分 512メートルの点 イ 同34度35分 502メートルの点 イ 同 351度07分 427メートルの点 ウ 同32度20分 523メートルの点 ウ 同 351度16分 444メートルの点 エ 同50度04分 934メートルの点 エ 同 24度45分 619メートルの点 富山県魚津市 富山県魚津市 電山県魚津市 中 | 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | | |
| イ 同34度35分 502メートルの点 イ 同 351度07分 427メートルの点 画 ウ 同32度20分 523メートルの点 ウ 同 351度16分 444メートルの点 三 なし なし 富山県魚津市 富山県魚津市 富山県魚津市 本 | ア 測量標第 153号から第 | 272号の見透線を基準として | ア 測量標第 153号から第 | 272号の見透線を基準として | |
| ウ 同32度20分 523メートルの点 ウ 同 351度16分 444メートルの点 E なし なし 富山県魚津市 富山県魚津市 コーリー・コートルの点 コートルの点 < | 61度49分 | 855メートルの点 | 33度25分 | 512メートルの点 | |
| エ 同50度04分 934メートルの点 エ 同 24度45分 619メートルの点 声 なし なし 富山県魚津市 本 | イ 同34度35分 | 502メートルの点 | イ 同 351度07分 | 427メートルの点 | 田叶 |
| エ 同50度04分 934メートルの点 エ 同 24度45分 619メートルの点 海 なし なし なし 本 富山県魚津市 山県魚津市 中 | ウ 同32度20分 | 523メートルの点 | ウ 同 351度16分 | 444メートルの点 | |
| なし なし 富山県魚津市 富山県魚津市 | エ 同50度04分 | 934メートルの点 | エ 同 24度45分 | 619メートルの点 | |
| なし なし 富山県魚津市 富山県魚津市 | | | | | |
| 富山県魚津市 富山県魚津市 本 | | | | | |
| ф — т | なし | | なし | | |
| ф — т | | | | | |
| ф — т | | | | | |
| ф — т | 宣山順毎津市 | | 宣山順角港市 | | |
| | 角川州忠伊川 | | 苗川 <u></u> 田川 田川 田川 田川 田川 田川 田川 田川 | | 垣 |
| | | | | | |
| | | | | | * |

| 定第16号(川原中) | | 定第17号(堂形) | |
|------------------|------------------|----------------|------------------|
| ほたるいか定置漁業 | | ほたるいか定置漁業 | |
| 3月21日から8月31日まで | | 3月13日から8月31日まで | |
| 富山県魚津市地先 | | 富山県滑川市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの |)各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及びアの |)各点を順次に結ぶ4直線によって |
| 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 153号から第 2 | 272号の見透線を基準として | ア 測量標第 272号から第 | 157号の見透線を基準として |
| 13度39分 | 758メートルの点 | 110度21分 | 673メートルの点 |
| イ 同 349度15分 | 826メートルの点 | イ 同 138度08分 | 183メートルの点 |
| ウ 同 350度03分 | 845メートルの点 | ウ 同 127度13分 | 162メートルの点 |
| エ 同 11度12分 | 892メートルの点 | エ 同 96度12分 | 653メートルの点 |
| | | | |
| | | | |
| なし | | なし | |
| | | | |
| | | | |
| 富山県各港 士 | | 常山里在洪士 | |
| 富山県魚津市 | | 富山県魚津市 | |
| | | | |
| | | | |

声

| 定第18号(一本松) | | 定第19号(沖の網) | |
|----------------|------------------|-------------------------------|-----|
| ほたるいか定置漁業 | | ぶり定置漁業 | |
| 3月13日から8月31日まで | \$ | 9月1日から翌年3月12日まで | |
| 富山県滑川市地先 | | 富山県滑川市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びア | の各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線に。 | よって |
| 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 272号から第 | ;157号の見透線を基準として | ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として | |
| 107度10分 | 1,259メートルの点 | 113度28分 1,571メートルの点 | |
| イ 同 110度35分 | 690メートルの点 | イ 同 75度57分 188メートルの点 | |
| ウ 同 107度49分 | 682メートルの点 | ウ 同 32度40分 268メートルの点 | |
| エ 同 96度33分 | 1,231メートルの点 | エ 同 67度38分 1,208メートルの点 | |
| | | | |
| | | | |
| なし | | なし | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 富山県魚津市 | | 富山県魚津市 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| ほたるいか定置漁業 3月21日から8月31日まで | | 定第21号 (表当) ほたるいか定置漁業 | | |
|-----------------------------|----------------|-------------------------|------------------|---------------|
| | | | | 3月1日から8月31日まで |
| | | 富山県滑川市地先 | | |
| | | 次のア、イ、ウ、エ及びア | の各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及びア |
| 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | | |
| ア 測量標第 272号から第 | 157号の見透線を基準として | ア 測量標第 158号から第 | 157号の見透線を基準として | |
| 71度31分 | 928メートルの点 | 295度16分 | 905メートルの点 | |
| イ 同54度24分 | 449メートルの点 | イ 同 316度12分 | 505メートルの点 | |
| ウ 同51度19分 | 463メートルの点 | ウ 同 313度25分 | 476メートルの点 | |
| 工 同62度29分 | 965メートルの点 | ェ 同 281度52分 | 761メートルの点 | |
| | | | | |
| | | | | |
| なし | | なし | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 京山里在海 士 | | 京山田 | | |
| 富山県魚津市 | | 富山県魚津市 | | |
| | | | | |
| | | | | |

車

| 定第22号(鉄砲) | 定第23号(青掛) | |
|---|--|--|
| ほたるいか定置漁業 | ほたるいか定置漁業 | |
| 3月1日から8月31日まで | 3月1日から8月31日まで | |
| 富山県滑川市地先 | 富山県滑川市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によっ 囲まれた区域 ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 68度01分 1,465メートルの点 イ 同55度52分 1,042メートルの点 ウ 同53度49分 1,062メートルの点 エ 同60度09分 1,542メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 158号から第 159号の見透線を基準として 75度41分 872メートルの点 イ 同42度22分 530メートルの点 ウ 同40度36分 568メートルの点 エ 同65度33分 986メートルの点 | |
| なし | なし | |
| 富山県魚津市 | 富山県魚津市 | |

| 定第24号(深栗) | | 定第25号(脇詰) | |
|---------------|--------------------|---------------|--------------------|
| いわし定置漁業 | | ほたるいか定置漁業 | |
| 3月1日から8月31日まで | | 3月1日から8月31日ま | で |
| 富山県滑川市地先 | | 富山県滑川市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及び | アの各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及び | アの各点を順次に結ぶ4直線によって |
| 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 159号から | 第 160-2号の見透線を基準として | ア 測量標第 162-2号 | から第 164号の見透線を基準として |
| 79度54分 | 993メートルの点 | 58度37分 | 865メートルの点 |
| イ 同56度47分 | 557メートルの点 | イ 同28度35分 | 561メートルの点 |
| ウ 同54度12分 | 581メートルの点 | ウ 同27度16分 | 585メートルの点 |
| エ 同69度27分 | 1,055メートルの点 | エ 同50度12分 | 957メートルの点 |
| | | | |
| | | | |
| なし | | なし | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 富山県魚津市 | | 富山県滑川市 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

声

| 定第26号(小村崎) | | 定第27号(中村崎) | |
|------------------------------|-----------------|----------------|------------------|
| ほたるいか定置漁業 | | ほたるいか定置漁業 | |
| 3月1日から8月31日まで | | 3月1日から8月31日まで | |
| 富山県滑川市地先 | | 富山県滑川市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | | 次のア、イ、ウ、エ及びアの | の各点を順次に結ぶ4直線によって |
| 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 164号から第 16 | 62-2号の見透線を基準として | ア 測量標第 164号から第 | 162-2号の見透線を基準として |
| 322度49分 | 824メートルの点 | 315度33分 | 977メートルの点 |
| イ 同 338度14分 | 647メートルの点 | イ 同 322度02分 | 815メートルの点 |
| ウ 同 336度29分 | 620メートルの点 | ウ 同 319度59分 | 789メートルの点 |
| ェ 同 316度23分 | 749メートルの点 | ェ 同 308度37分 | 897メートルの点 |
| | | | |
| | | | |
| なし | | なし | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 富山県滑川市 | | 富山県滑川市 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 定第28号 (沖松原) ほたるいか定置漁業 3月1日から8月31日まで 富山県滑川市地先 | | 定第29号(五社) ほたるいか定置漁業 3月1日から8月31日まで | | | | |
|---|------------------|---|----------------|---------------|------------------|-------------|
| | | | | 富山県滑川市地先 | 富山県滑川市地先 | |
| | | | | 次のア、イ、ウ、エ及びアの | O各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及び |
| | | 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | | |
| ア 測量標第 164号から第 | 162-2号の見透線を基準として | ア 測量標第 164号から第 | 第56号の見透線を基準として | | | |
| 303度18分 | 637メートルの点 | 76度25分 | 1,107メートルの点 | | | |
| イ 同 312度36分 | 300メートルの点 | イ 同64度45分 | 642メートルの点 | | | |
| ウ 同 306度47分 | 287メートルの点 | ウ 同62度06分 | 655メートルの点 | | | |
| エ 同 289度36分 | 609メートルの点 | エ 同69度23分 | 1,140メートルの点 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| なし | | なし | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 常山順源川 士 | | | | | | |
| 富山県滑川市 | | 富山県滑川市 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

声

| 定第30号(大恵比須) | 定第31号(简高) | |
|--|---|--|
| かつお定置漁業 | ほたるいか定置漁業 | |
| 9月1日から翌年2月末日まで | 3月1日から8月31日まで | |
| 富山県滑川市地先 | 富山県滑川市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 164号から第56号の見透線を基準として 100度24分 1,765メートルの点 イ 同 61度13分 340メートルの点 ウ 同 28度45分 570メートルの点 エ 同 64度02分 1,720メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第56号から第 164号の見透線を基準として 274度55分 834メートルの点 イ 同 259度23分 536メートルの点 ウ 同 256度37分 553メートルの点 エ 同 266度18分 876メートルの点 | |
| なし | なし | |
| 富山県滑川市 | 富山県滑川市 | |

| 定第32号(沖筒高) | | 定第33号(土用) | |
|----------------|------------------|-----------------|------------------|
| ほたるいか定置漁業 | | いわし定置漁業 | |
| 3月1日から8月31日まで | | 9月1日から翌年2月末日ま | きで |
| 富山県滑川市地先 | | 富山県富山市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びア | の各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ、オ、オ | 7及びアの各点を順次に結ぶ6直線 |
| 囲まれた区域 | | によって囲まれた区域 | |
| ア 測量標第56号から第 1 | 64号の見透線を基準として | ア 測量標第 167号から第5 | 6号の見透線を基準として |
| 279度48分 | 1,134メートルの点 | 286度08分 | 758メートルの点 |
| イ 同 278度04分 | 810メートルの点 | イ 同 287度25分 | 675メートルの点 |
| ウ 同 276度21分 | 809メートルの点 | ウ 同 294度20分 | 700メートルの点 |
| エ 同 274度08分 | 1,124メートルの点 | エ 同 305度31分 | 440メートルの点 |
| | | オ 同 280度49分 | 375メートルの点 |
| | | カ 同 272度38分 | 722メートルの点 |
| なし | | なし | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 富山県滑川市 | | 富山県滑川市 | |
| | | | |
| | | | |

| H | _ | | |
|---|---|---|--|
| 4 | ۲ | ŀ | |

| 定第34号(八源) | 定第35号(外釣鐘) | |
|------------------------------|----------------------------------|--|
| ほたるいか定置漁業 | ほたるいか定置漁業 | |
| 3月1日から8月31日まで | 3月1日から8月31日まで | |
| 富山県富山市地先 | 富山県富山市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | |
| 囲まれた区域 | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 167号から第56号の見透線を基準として | ア 測量標第 168-2号から第3-2号の見透線を基準として | |
| 281度00分 929メートルの点 | 278度32分 1,340メートルの点 | |
| イ 同 283度30分 476メートルの点 | イ 同 290度46分 703メートルの点 | |
| ウ 同 279度05分 472メートルの点 | ウ 同 286度49分 677メートルの点 | |
| エ 同 272度13分 910メートルの点 | エ 同 269度38分 1,290メートルの点 | |
| 漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置漁業 | (1) 漁業調整のため、隣接して敷設される共第6号の小型定置 | |
| については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のないよう敷 | 漁業については当該漁業権者が協議のうえ操業に支障のない | |
| 設しなければならない。 | よう敷設しなければならない。 | |
| | (2) 昭和57年漁期に敷設された磯垣網の末端から60メートル短 | |
| | 縮して垣網を設置しなければならない。 | |
| | | |
| 富山県滑川市 | 富山県滑川市 | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 定第36号(釣鐘) | | 定第37号(恵比須岸網) | | |
|-------------------------------|------------------|----------------|--------------------|--|
| ぶり定置漁業 | | ほたるいか定置漁業 | ほたるいか定置漁業 | |
| 9月1日から翌年2月末日 | まで | 3月1日から8月31日まで | | |
| 富山県富山市地先 | | 富山県富山市地先 | | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びア | の各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及びア | の各点を順次に結ぶ4直線によって | |
| 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | | |
| ア 測量標第 168-2号か | ら第3-2号の見透線を基準として | ア 測量標第 169-2号か | ら第 168-2号の見透線を基準とし | |
| 283度42分 | 1,460メートルの点 | て 288度13分 | 965メートルの点 | |
| イ 同 304度46分 | 639メートルの点 | イ 同 303度10分 | 603メートルの点 | |
| ウ 同 288度00分 | 507メートルの点 | ウ 同 288度25分 | 539メートルの点 | |
| 工 同 258度46分 | 1,329メートルの点 | エ 同 275度39分 | 931メートルの点 | |
| | | | | |
| | | | | |
| なし | | なし | | |
| | | | | |
| | | | | |
| A. B. A. L. A. L. K. A. L. K. | N | 51851415m | | |
| 富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬 | | 富山県富山市水橋町、水橋 | 辻ケ室及び水橋魚躬 | |
| | | | | |
| | | | | |

| F |
|---|
| ≕ |
| 機 |
| |

声

| 定第38号(恵比須沖網) | 定第39号(天念坊) | |
|----------------------------------|-------------------------------|--|
| いわし定置漁業 | いわし定置漁業 | |
| 1月1日から9月30日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県富山市地先 | 富山県富山市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | |
| 囲まれた区域 | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 169-2号から第 168-2号の見透線を基準とし | ア 測量標第 182号から第 183号の見透線を基準として | |
| て 277度29分 1,440メートルの点 | 82度08分 1,825メートルの点 | |
| イ 同 274度19分 796メートルの点 | イ 同68度06分 1,073メートルの点 | |
| ウ 同 269度10分 803メートルの点 | ウ 同63度15分 1,118メートルの点 | |
| エ 同 267度45分 1,471メートルの点 | エ 同67度00分 1,968メートルの点 | |
| | | |
| | | |
| なし | なし | |
| | | |
| | | |
| 富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬 | 富山県富山市水橋町、水橋辻ケ堂及び水橋魚躬 | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 定第40号(深曳) | | 定第41号(天神前網) | | |
|------------------------------|--|----------------|---|--|
| ぶり定置漁業 | | いわし定置漁業 | いわし定置漁業 | |
| 9月1日から翌年3月20日まで | | 3月21日から8月20日まて | 3月21日から8月20日まで | |
| 富山県富山市地先 | | 富山県富山市地先 | 富山県富山市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | | 次のア、イ、ウ、エ及びア | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | |
| 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第49-2号から | 第 188-2号の見透線を基準として | ア 測量標第49-2号から | 第 188-2号の見透線を基準として | |
| 100度51分 | 2,848メートルの点 | 82度19分 | 2,701メートルの点 | |
| イ 同 53度36分 | 793メートルの点 | イ 同66度43分 | 1,869メートルの点 | |
| ウ 同 40度09分 | 1,017メートルの点 | ウ 同63度46分 | 1,963メートルの点 | |
| 工 同 55度53分 | 2,762メートルの点 | エ 同75度59分 | 2,881メートルの点 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| なし | | なし | | |
| | | | | |
| | der villama - 111 Meri - 4 de maio - 111 Meridia Mismaio | | i Vervillera - i i i Ver + ku ma - i i i Verdia Varra | |
| 富山県富山市東岩瀬町、岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬萩浦町、 | | | 岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬萩浦町、 出海台山駅 出海松原駅 日本河 | |
| 岩瀬天神町、岩瀬諏訪町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、 | | | 岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、 | |
| 岩瀬仲町、東岩瀬村及び海 | 平 进 | 岩瀬仲町、東岩瀬村及び淮 | # F 世 | |

导

*

| 富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、 | | | |
|-------------------------------|--|--|--|
| 四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四 | | | |
| 方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つば | | | |
| め野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、 | | | |
| 宮尾及び布目緑町 | | | |
| 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇 | | | |
| | | | |

定第42号(深曳小網) 定第43号(和倉) いわし定置漁業 いわし定置漁業 1月1日から12月31日まで 10月1日から翌年7月31日まで 富山県富山市地先 富山県富山市地先 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって って囲まれた区域 囲まれた区域 ア 測量標第49-2号から第 188-2号の見透線を基準として ア 測量標第 200号から第 203号の見透線を基準として 54度25分 115度33分 2,371メートルの点 2,278メートルの点 イ 同 117度38分 イ 同53度57分 2,266メートルの点 1,532メートルの点 ウ 同35度20分 1.799メートルの点 ウ 同 113度03分 1,515メートルの点 エ 同 110度24分 エ 同32度51分 1,951メートルの点 2,244メートルの点 才 同50度00分 2,535メートルの点 なし なし

富山県富山市東岩瀬町、岩瀬港町、岩瀬入船町、岩瀬萩浦町、 岩瀬天神町、岩瀬諏訪町、岩瀬白山町、岩瀬松原町、日方江、 岩瀬仲町、東岩瀬村及び海岸通

| 定第44号(大垣) | 定第45号(足洗岸) | |
|-------------------------------|-------------------------------|--|
| いわし定置漁業 | いわし定置漁業 | |
| 1月1日から12月31日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県富山市地先 | 富山県射水市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | |
| 囲まれた区域 | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 200号から第 203号の見透線を基準として | ア 測量標第 203号から第60-2号の見透線を基準として | |
| 86度26分 1,582メートルの点 | 68度39分 1,810メートルの点 | |
| イ 同61度10分 924メートルの点 | イ 同46度56分 1,072メートルの点 | |
| ウ 同56度31分 1,021メートルの点 | ウ 同40度59分 1,199メートルの点 | |
| エ 同75度45分 1,725メートルの点 | エ 同57度40分 1,993メートルの点 | |
| なし | なし | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、 | 富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、 | |
| 四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四 | 四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四 | |
| 方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つば | 方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つば | |
| め野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、 | め野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、 | |
| 宮尾及び布目緑町 | 宮尾及び布目緑町 | |
| 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇 | 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇 | |
| | | |

| 定第46号(大門「春」) | | 定算 | 定第47号(大門「秋」) | |
|-------------------------------|-------------|-----|-------------------|---------------------------|
| いわし定置漁業 | | ぶり | ぶり定置漁業 | |
| 2月21日から8月19日まで | | 9) | 9月1日から翌年2月20日まで | |
| 富山県射水市地先 | | 富山 | 山県射水市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | | 次の | のア、イ、ウ、エ、ス | 上及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ |
| 囲まれた区域 | | つて | て囲まれた区域 | |
| ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として | | ア | 測量標第60-2号点 | いら第14-2号の見透線を基準として |
| 91度17分 | 3,375メートルの点 | | 94度13分 | 3,491メートルの点 |
| イ 同90度32分 | 2,392メートルの点 | イ | 同94度00分 | 2,135メートルの点 |
| ウ 同87度08分 | 2,400メートルの点 | ウ | 同77度56分 | 2,221メートルの点 |
| エ 同86度50分 | 3,382メートルの点 | 工 | 同69度52分 | 3,313メートルの点 |
| | | 才 | 同81度09分 | 3,475メートルの点 |
| なし | | 漁業 | 業調整のため1月20F | 日以降沖垣網を敷設してはならない。 |
| | | | | |
| | | | | |
| 富山県富山市四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、 | | 富山 | 山県富山市四方西岩瀬 | 質、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、 |
| 四方田町、四方野割町、四方二番町、四方神明町、四方新、四 | | 四フ | 方田町、四方野割町、 | 四方二番町、四方神明町、四方新、四 |
| 方新出町、四方、四方一番町、四方南町、打出、打出新、つば | | 方弟 | 新出町、四方、四方- | 一番町、四方南町、打出、打出新、つば |
| め野一丁目、つばめ野二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、 | | め野 | 野一丁目、つばめ野ニ | 二丁目、つばめ野三丁目、布目、今市、 |
| 宮尾及び布目緑町 | | 宮原 | 尾及び布目緑町 | |
| 富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇 | | 富山 | 山県射水市本江、本江 | 工針山開及び本江三筒 |

| 定第48号(甲部台沖) | 定第49号(仲小路) | |
|-------------------------------|-------------------------------|--|
| いわし定置漁業 | いわし定置漁業 | |
| 1月1日から12月31日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県射水市地先 | 富山県射水市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | |
| 囲まれた区域 | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として | ア 測量標第60-2号から第14-2号の見透線を基準として | |
| 69度32分 3,616メートルの点 | 54度10分 3,355メートルの点 | |
| イ 同60度06分 2,753メートルの点 | イ 同42度19分 2,852メートルの点 | |
| ウ 同56度10分 2,849メートルの点 | ウ 同40度45分 2,964メートルの点 | |
| エ 同62度49分 3,736メートルの点 | エ 同50度25分 3,582メートルの点 | |
| なし | なし | |
| | | |
| | | |
| 富山県射水市海老江練合、海老江七軒、海老江、海老江浜開、 | 富山県射水市海老江練合、海老江七軒、海老江、海老江浜開、 | |
| 越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三 | 越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三 | |
| 丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本 | 丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本 | |
| 町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西 | 町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西 | |
| 町二丁目、三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺 | 町二丁目、三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺 | |
| 富山県高岡市姫野 | 富山県高岡市姫野 | |
| | | |

定第51号(伊喜礼二番)

1月1日から12月31日まで

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線

富山県射水市堀岡、堀岡古明神、堀岡新明神、堀岡明神新、射

1.478メートルの点

1.049メートルの点

911メートルの点

1.108メートルの点

1.062メートルの点

1.319メートルの点

ア 測量標第 214号から第60-2号の見透線を基準として

いわし定置漁業

富山県射水市地先

によって囲まれた区域

イ 同 312度41分

ウ 同 307度29分

エ 同 297度45分

オ 同 294度48分

カ 同 281度21分

なし

293度10分

水町一丁目及び射水町二丁目

定第50号(伊喜礼三番)

1月1日から12月31日まで

287度30分

イ 同 303度41分

ウ 同 296度57分

エ 同 279度31分

富山県高岡市姫野

なし

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって

富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁

目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、

本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺

2.085メートルの点

1.560メートルの点

1.410メートルの点

1,945メートルの点

ア 測量標第 214号から第60-2号の見透線を基準として

いわし定置漁業

富山県射水市地先

囲まれた区域

| l | ЩЩ |
|---|----|
| | E |
| | 示 |
| | 裝 |
| l | |

⊞nìL

| 車 |
|---|
|---|

| Š | ~ | |
|---|---|--|
| _ | 2 | |
| | | |

| 定第52号(酒樽) | | 定第53号(東三番) | | |
|-------------------------------|-------------|-----------------|------------------------------|--|
| いわし定置漁業 | | いわし定置漁業 | | |
| 1月1日から12月31日まで | | 12月30日から翌年8月31日 | まで | |
| 富山県射水市地先 | | 富山県射水市地先 | 富山県射水市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | | 次のア、イ、ウ、エ及びア | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | |
| 囲まれた区域 | | 囲まれた区域 | | |
| ア 測量標第 214号から第60-2号の見透線を基準として | | ア 測量標第 214号から第 | 219-2号の見透線を基準として | |
| 297度45分 | 1,108メートルの点 | 114度56分 | 2,503メートルの点 | |
| イ 同 344度11分 | 662メートルの点 | イ 同 107度28分 | 1,294メートルの点 | |
| ウ 同 343度59分 | 542メートルの点 | ウ 同 97度06分 | 1,369メートルの点 | |
| エ 同 281度46分 | 917メートルの点 | エ 同 105度50分 | 2,572メートルの点 | |
| なし | | なし | | |
| | | | | |
| 富山県射水市堀岡、堀岡古明神、堀岡新明神及び堀岡明神新 | | 富山県射水市越の潟町、二 | の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 | |
| | | 目、八幡町三丁目、中新湊 | 、立町、桜町、中央町、放生津町、 | |
| | | 本町一丁目、本町二丁目、 | 本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 | |
| | | 町一丁目、庄西町二丁目、 | 三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺 | |
| | | 富山県高岡市姫野 | | |

| 平成 25 |
|--------|
| 5年4月 |
| 3 26 H |
| |

富山県報

| лk. |
|-----|
| ЧļШ |

| 定第54号(大神楽) | 定第55号(黒山) | |
|---------------------------------|----------------------------------|--|
| ぶり定置漁業 | いわし定置漁業 | |
| 9月1日から翌年2月20日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県射水市地先 | 富山県射水市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ | |
| に結ぶ9直線によって囲まれた区域 | って囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 214号から第 219-2号の見透線を基準として | ア 測量標第 223号から第 219-2 号の見透線を基準として | |
| 113度17分 2,943メートルの点 | 276度50分 2,590メートルの点 | |
| イ 同 112度23分 2,516メートルの点 | イ 同 281度36分 1,703メートルの点 | |
| ウ 同 105度50分 2,572メートルの点 | ウ 同 273度42分 1,620メートルの点 | |
| エ 同 97度06分 1,369メートルの点 | エ 同 269度23分 2,639メートルの点 | |
| オ 同 106度11分 1,301メートルの点 | オ 同 274度20分 2,698メートルの点 | |
| カ 同 102度32分 1,016メートルの点 | | |
| キ 同 73度20分 1,707メートルの点 | | |
| ク 同 87度40分 3,053メートルの点 | | |
| ケ 同 99度40分 3,018メートルの点 | | |
| (1) 漁業調整のため2月8日以降第1沖垣網並びに第2沖垣網 | なし | |
| を敷設してはならない。 | | |
| (2) 第2沖垣網は、235メートルを超えてはならない。 | | |
| 富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 | 富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 | |
| 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 | 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 | |
| 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 | 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 | |
| 町一丁目、庄西町二丁目、三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺 | 町一丁目、庄西町二丁目、三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺 | |
| 富山県高岡市姫野 | 富山県高岡市姫野 | |

| 定第56号(三俵目) | | 定第57号(大中瀬) | |
|---|------------------|--|--|
| いわし定置漁業 | | いわし定置漁業 | |
| 1月1日から12月31日まで | | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県射水市地先 | | 富山県射水市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 223号から第 219-2号の見透線を基準として 270度00分 1,919メートルの点 イ 同 278度04分 1,099メートルの点 ウ 同 266度13分 1,037メートルの点 エ 同 261度24分 1,862メートルの点 | | って囲まれた区域 | びアの各点を順次に結ぶ 5 直線によ 224号の見透線を基準として 2,012 メートルの点 1,456.767メートルの点 1,420.899メートルの点 1,839 メートルの点 1,953 メートルの点 |
| | の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 | 富山県射水市越の潟町、二の | の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 |
| 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 | | 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 | |
| 町一丁目、庄西町二丁目、三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺 | | | 三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺 |
| 富山県高岡市姫野 | | 富山県高岡市姫野 | |

| | | ۲ | |
|---|---|---|--|
| | | | |
| 7 | _ | _ | |

30 いわし定置漁業 いわし定置漁業 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 富山県射水市地先 富山県射水市地先 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 囲まれた区域 ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 282度05分 2.515 メートルの点 282度10分 3.067 メートルの点 イ 同 281度35分 2.512 メートルの点 イ 同 281度31分54秒 1,854.986メートルの点 ウ 同 276度30分59秒 ウ 同 276度16分 2.483 メートルの点 1.862.331メートルの点 エ 同 273度57分 2,475 メートルの点 エ 同 274度44分50秒 2,994.315メートルの点 なし なし 富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西 町一丁目、庄西町二丁目、三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺 町一丁目、庄西町二丁目、三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺 富山県高岡市姫野 富山県高岡市姫野

定第59号(中瀬五番)

定第58号(中瀬四番)

| 定第60号(瀬中) | 定第61号(刈又) | |
|---|---|--|
| いわし定置漁業 | いわし定置漁業 | |
| 1月1日から12月31日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県高岡市地先 | 富山県高岡市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 227号から第 224号の見透線を基準として 261度40分 3,008 メートルの点 イ 同 259度42分36秒 2,206.145メートルの点 ウ 同 256度21分20秒 2,270.226メートルの点 エ 同 254度24分 3,019 メートルの点 オ 同 255度01分 3,078 メートルの点 なし | ア 測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として 293度30分 2,556 メートルの点 イ 同 297度07分08秒 1,745.117メートルの点 ウ 同 287度05分42秒 エ 同 286度20分 2,545 メートルの点 | |
| 富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺 | 富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺 | |
| 富山県高岡市姫野 | 富山県高岡市姫野及び伏木国分 | |

| 导 | |
|---|--|
| | |

| \ | ➣ | - | |
|---|---|----|--|
| _ | | ٠. | |
| | | | |

| 定第62号(鈴島) | 定第63号(鎌岩) | |
|--|--|--|
| ぶり定置漁業 | いわし定置漁業 | |
| 8月25日から翌年3月10日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県高岡市地先 | 富山県高岡市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 200号から第 229号の見透線を基準として 279度40分 3,763 メートルの点 イ 同 286度36分 2,202 メートルの点 ウ 同 286度45分20秒 2,022.356メートルの点 エ 同 261度22分13秒 2,546.645メートルの点 オ 同 263度06分 3,323 メートルの点 漁業調整のため1月16日以降沖垣網を敷設してはならない。 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 291号から第 236号の見透線を基準として 72度08分48秒 1,745.453メートルの点 イ 同81度56分09秒 1,516.117メートルの点 ウ 同59度52分50秒 1,057.839メートルの点 エ 同55度14分52秒 1,235.406メートルの点 | |
| 富山県射水市越の潟町、二の丸町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、中新湊、立町、桜町、中央町、放生津町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、庄川本町、港町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、三日曽根、緑町、西新湊及び善光寺富山県高岡市姫野及び伏木国分 | 富山県高岡市太田 | |

| 定第64号(前網二番) | 定第65号(前網本岸二番) | |
|--|--|---|
| いわし定置漁業 | いわし定置漁業 | |
| 12月15日から翌年7月31日まで | 12月15日から翌年7月31日まで | |
| 富山県高岡市地先 | 富山県高岡市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 291号から第 188号の見透線を基準として 93度55分 2,857メートルの点 イ 同74度20分 2,218メートルの点 ウ 同71度44分 2,467メートルの点 エ 同87度36分 3,103メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 によって囲まれた区域 ア 測量標第 291号から第 188号の見透線を基準として 99度50分 3,923メートルの点 イ 同89度26分 3,025メートルの点 ウ 同87度36分 3,103メートルの点 エ 同85度35分 2,990メートルの点 オ 同82度47分 3,170メートルの点 カ 同93度28分 4,173メートルの点 | |
| 富山県高岡市太田 | 富山県高岡市太田 | - |

| ŭ | П |
|---|---|

| 定第66号(青塚二番) | 定第67号(青塚三番) | |
|---|---------------------------------|--|
| かつお定置漁業 | ぶり定置漁業 | |
| 1月1日から12月31日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県高岡市地先 | 富山県高岡市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | |
| 囲まれた区域 | 囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 184-3 号から第 187号の見透線を基準として | ア 測量標第 184-3号から第 187号の見透線を基準として | |
| 305度09分 1,911メートルの点 | 293度26分 2,931メートルの点 | |
| イ 同 315度54分 1,269メートルの点 | イ 同 301度29分 1,871メートルの点 | |
| ウ 同 296度25分 1,176メートルの点 | ウ 同 284度23分 1,788メートルの点 | |
| エ 同 292度08分 1,806メートルの点 | エ 同 283度39分 2,779メートルの点 | |
| なし | なし | |
| 富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、 本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中 央町、北大町及び間島 | 富山県高岡市太田 | |

| 定第68号(中浜六番) | | 定第69号(中浜七番) | | | |
|--|--|-------------------|--|--|--|
| いわし定置漁業 | | いわし定置漁業 | | | |
| | | 12月20日から翌年6月15日まで | | | |
| 富山県氷見市地先 | | 富山県氷見市地先 | 富山県氷見市地先 | | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域ア 測量標第 183号から第 187号の見透線を基準として 292度38分イ 同 294度23分4,313メートルの点ウ 同 284度27分2,519メートルの点エ 同 286度50分4,274メートルの点 | | 囲まれた区域 | 7 の各点を順次に結ぶ4直線によって 5 187号の見透線を基準として 4,999メートルの点 3,843メートルの点 3,958メートルの点 5,195メートルの点 | | |
| なし | | なし | | | |
| 富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中央町、北大町及び間島 | | | 町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、 町、朝日本町、比美町、丸の内、中 | | |

| 定第70号(茂淵一番) | 定第71号(茂淵二番) | | |
|----------------------------------|----------------------------------|--|--|
| かつお定置漁業 | ぶり、まぐろ定置漁業 | | |
| 1月1日から12月31日まで | 1月1日から12月31日まで | | |
| 富山県氷見市地先 | 富山県氷見市地先 | | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 | | |
| 囲まれた区域 | によって囲まれた区域 | | |
| ア 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準とし | ア 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準とし | | |
| て 277度41分 1,792メートルの点 | て 276度34分 2,768メートルの点 | | |
| イ 同 275度41分 652メートルの点 | イ 同 274度19分 1,795メートルの点 | | |
| ウ 同 245度27分 795メートルの点 | ウ 同 262度30分 1,855メートルの点 | | |
| エ 同 262度30分 1,855メートルの点 | エ 同 261度01分 1,644メートルの点 | | |
| | オ 同 257度15分 1,679メートルの点 | | |
| | カ 同 264度01分 3,026メートルの点 | | |
| | | | |
| なし | なし | | |
| | | | |
| | | | |
| 富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、 | 富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、 | | |
| 本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中 | 本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中 | | |
| 央町、北大町及び間島 | 央町、北大町及び間島 | | |
| _ | | | |

| | | 1 |
|------------------------------------|----------------------------------|-------|
| 定第72号(茂淵三番) | 定第73号(樽水) | |
| ぶり、まぐろ定置漁業 | ぶり、さば定置漁業 | 平成 25 |
| 1月1日から12月31日まで | 1月1日から12月31日まで | 併 |
| 富山県氷見市地先 | 富山県氷見市地先 | 月 26 |
| 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ | ш |
| によって囲まれた区域 | って囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 177-2号から第 181-2号の見透線を基準とし | ア 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準とし | |
| て 278度57分 4,334メートルの点 | て 263度09分 2,450メートルの点 | |
| イ 同 275度11分 2,788メートルの点 | イ 同 267度37分 633メートルの点 | 田叶 |
| ウ 同 264度01分 3,026メートルの点 | ウ 同 227度56分 743メートルの点 | E |
| エ 同 268度03分 4,085メートルの点 | エ 同 240度12分 1,602メートルの点 | 海 |
| オ 同 274度03分 4,045メートルの点 | オ 同 259度53分 2,492メートルの点 | 難 |
| カ 同 276度10分 4,354メートルの点 | | |
| 漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のオ及び | 漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及び | |
| キを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 | キを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 | |
| オ 測量標第 177-2 号から第 181-2 号の見透線を基準とし | カ 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準とし | |
| て 274度03分 4,045メートルの点 | て 263度53分 1,718メートルの点 | 中 |
| キ 同 278度26分 4,010メートルの点 | キ 同 246度30分 1,785メートルの点 | |
| 富山県氷見市柳田、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、地蔵町、 | 富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、 | 7 |
| 本町、南大町、朝日丘、幸町、朝日本町、比美町、丸の内、中 | 中田、中波、脇及び姿 | 37 |
| 央町、北大町及び間島 | | |

声

李

| 定第74号(前網岸) | 定第75号(前網) | |
|---|---|--|
| ぶり、まぐろ定置漁業 | ぶり、まぐろ定置漁業 | |
| 1月1日から12月31日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県氷見市地先 | 富山県氷見市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって | 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ | |
| 囲まれた区域 | って囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 250号から第 249-2号の見透線を基準として | ア 測量標第 250号から第 249-2号の見透線を基準として | |
| 285度49分 1,867メートルの点 | 275度38分 3,449メートルの点 | |
| イ 同 299度56分 1,050メートルの点 | イ 同 279度01分 1,805メートルの点 | |
| ウ 同 267度01分 872メートルの点 | ウ 同 254度34分 1,793メートルの点 | |
| エ 同 254度34分 1,793メートルの点 | エ 同 251度26分 2,448メートルの点 | |
| | オ 同 269度35分 3,411メートルの点 | |
| なし | 漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及び キを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 カ 測量標第250号から第249-2号の見透線を基準として 276度52分 2,606メートルの点 キ 同256度11分 2,616メートルの点 | |
| 富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、中田、中波、脇及び姿 | 富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、 中田、中波、脇及び姿 | |

| 定第76号(馬場) | 定第77号(島岸) | |
|---|---|--|
| あじ、さば定置漁業 ぶり、まぐろ定置漁業 | | |
| 1月1日から12月31日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県氷見市地先 | 富山県氷見市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によって囲まれた区域 ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として315度56分20秒 1,123.626メートルの点 イ 同 337度52分20秒 924.815メートルの点 ウ 同 329度10分46秒 646.275メートルの点 エ 同 296度06分56秒 753.369メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 240度32分43秒 1,088.000メートルの点 イ 同 214度15分55秒 781.913メートルの点 ウ 同 201度17分25秒 1,265.176メートルの点 エ 同 220度24分00秒 1,664.502メートルの点 | |
| オ 同 314度00分54秒 1,066.327メートルの点なし | なし | |
| 富山県氷見市宇波、脇方、小境及び大境 | 富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、 中田、中波、脇及び姿 | |

声

李

| 定第78号 (島) | 定第79号(脇沖) | |
|---------------------------------|---------------------------------|--|
| ぶり、まぐろ定置漁業 | ぶり、さば定置漁業 | |
| 1月1日から12月31日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県氷見市地先 | 富山県氷見市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結ぶ5直線によ | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結ぶ6直線 | |
| って囲まれた区域 | によって囲まれた区域 | |
| ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として | ア 測量標第 260-2号から第 258号の見透線を基準として | |
| 265度15分27秒 2,573.056メートルの点 | 284度38分 1,585メートルの点 | |
| イ 同 240度32分43秒 1,088.000メートルの点 | イ 同 321度12分 662メートルの点 | |
| ウ 同 220度24分00秒 1,664.502メートルの点 | ウ 同 278度30分 390メートルの点 | |
| エ 同 231度19分16秒 2,181.244メートルの点 | エ 同 261度56分 904メートルの点 | |
| オ 同 260度49分03秒 2,607.672メートルの点 | オ 同 262度05分 1,264メートルの点 | |
| | カ 同 274度43分 1,493メートルの点 | |
| 漁業調整のため5月1日から8月31日までの期間は次のカ及び | なし | |
| キを結ぶ正線から沖側に漁具を敷設してはならない。 | | |
| カ 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として | | |
| 257度55分42秒 1,803.534メートルの点 | | |
| キ 同 239度16分11秒 2,224.981メートルの点 | | |
| 富山県氷見市阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、 | 富山県氷見市中田、中波、脇及び姿 | |
| 中田、中波、脇及び姿 | | |

5 免許予定日

平成25年9月1日

6 漁業権の存続期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

7 免許の申請期間

平成25年5月1日から平成25年5月31日まで

第2 区画漁業

| 1 | 公 示 番 号 | 区第1号 | |
|------|-----------|--|--|
| | (1) 漁業種類 | 第1種 区画漁業 | |
| | (2) 漁業の名称 | 魚類小割り式養殖業 | |
| 2 | (3) 漁業の時期 | 1月1日から12月31日まで | |
| 免 | (4) 漁場の位置 | 富山県魚津市地先 | |
| 許の内容 | (5) 漁場の区域 | 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に 結ぶ8直線によって囲まれた区域 ア 測量標第22-2号から第 146号の見透線を基準として 137度37分 118メートルの点 イ 同 150度07分 110メートルの点 ウ 同 83度49分 29メートルの点 エ 同 6度28分 111メートルの点 オ 同 10度29分 361メートルの点 カ 同 17度35分 361メートルの点 キ 同 23度32分 114メートルの点 ク 同 79度15分 55メートルの点 | |
| 3 | 制限又は条件 | なし | |
| 4 | 地元地区 | 富山県黒部市石田(二級河川黒瀬川以東を除く。) 富山県魚津市経田西町、経田中町、東町、岡経田、仏田及び 北中 | |

| | 42 |
|--|--------|
| | |
| | 半成 25 |
| | ξ 25 s |
| | 年月 |
| | 26 H |
| | |
| | |
| | ⊞oį |
| | Ε |
| | 票 |
| | 榖 |
| | |
| | |
| | |

声

*

| 区第2号 | | 区第3号 | | |
|------------------------------|------------------|---------------------|--------------|---------------------|
| 第1種 区画漁業 | | 第1種 区画漁業 | | |
| 魚類小割り式養殖業 | | 魚類 | 魚類小割り式養殖業 | |
| 1月1日から12月31日まで | | 1月 | 1日から12月31日まて | \$ |
| 富山県魚津市地先 | | 富山 | 県魚津市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの | D各点を順次に結ぶ4直線によって | 次の | ア、イ、ウ、エ及びア | 7の各点を順次に結ぶ4直線によって |
| 囲まれた区域 | | 囲ま | れた区域 | |
| ア 測量標第 148号から第 | 147号の見透線を基準として | ア | 測量標第 149-2号か | ら第 150-2号の見透線を基準として |
| 284度30分 | 315メートルの点 | | 74度14分 | 228メートルの点 |
| イ 同 291度18分 | 226メートルの点 | イ | 同57度49分 | 168メートルの点 |
| ウ 同 266度16分 | 184メートルの点 | ウ | 同41度24分 | 248メートルの点 |
| 工 同 266度16分 | 283メートルの点 | エ 同57度26分 304メートルの点 | | |
| なし | | なし | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西 | | 富山 | 県魚津市(経田西町、 | 経田中町、東町、岡経田、岡経田西 |
| 町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。) | | 町、 | 仏田、青島、北中、北 | 2鬼江、本新及び村木を除く。) |

| ~ | |
|----|--|
| | |
| | |
| | |
| 23 | |
| w | |
| | |

| 区第4号 | 区第5号 | |
|--|--|--|
| 第1種 区画漁業 | 第1種 区画漁業 | |
| 魚類小割り式養殖業 | わかめ養殖業 | |
| 1月1日から12月31日まで | 10月15日から翌年4月10日まで | |
| 富山県魚津市地先 | 富山県魚津市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域ア 測量標第 153号から第 272号の見透線を基準として 142度20分142度20分イ 同 152度17分ウ 同 152度18分エ 同 140度15分 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 272号から第 157号の見透線を基準として 21度11分 614メートルの点 イ 同 2度43分 626メートルの点 ウ 同 5度57分 820メートルの点 エ 同19度51分 809メートルの点 | |
| なし 富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西 | なし 富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西 | |
| 町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。) | 町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。) | |

*

| 区第6号 | 区第7号 | |
|---|--|--|
| 第1種 区画漁業 | 第1種 区画漁業 | |
| かき垂下式養殖業 | かき垂下式養殖業 | |
| 1月1日から12月31日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県射水市地先 | 富山県射水市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第64-3号から第14-2号の見透線を基準として 317度29分 96メートルの点 イ 同 332度07分 291メートルの点 ウ 同 8度45分 333メートルの点 エ 同 40度43分 187メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第64-3号から第 214号の見透線を基準として 29度32分 384メートルの点 イ 同 58度39分 264メートルの点 ウ 同 15度37分 105メートルの点 エ 同 358度33分 298メートルの点 | |
| なし 富山県射水市海老江 | 富山県射水市堀岡 | |
| | | |

| 区第8号 | 区第9号 | |
|---|--|--|
| 第1種 区画漁業 | 第1種 区画漁業 | |
| かき垂下式養殖業 | かき垂下式養殖業 | |
| 1月1日から12月31日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県射水市地先 | 富山県射水市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域ア 測量標第 214号から第 262号の見透線を基準として 7度22分877メートルの点イ 同 5度59分678メートルの点ウ 同 350度06分726メートルの点エ 同 354度47分915メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 262号から第 223号の見透線を基準として 67度24分 1,436メートルの点 イ 同87度01分 1,220メートルの点 ウ 同79度45分 841メートルの点 エ 同55度42分 1,132メートルの点 | |
| なし | なし | |
| 富山県射水市八幡町一丁目 | 富山県射水市八幡町一丁目 | |

| 区第10号 | 区第11号 | |
|--|--|--|
| 第1種 区画漁業 | 第1種 区画漁業 | |
| こんぶ養殖業 | かき垂下式養殖業 | |
| 9月1日から翌年6月30日まで | 1月1日から12月31日まで | |
| 富山県射水市地先 | 富山県射水市地先 | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 262号から第 223号の見透線を基準として 55度42分 1,132メートルの点 イ 同79度45分 841メートルの点 ウ 同76度48分 750メートルの点 エ 同51度47分 1,066メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 224号から第 223号の見透線を基準として 276度43分 136メートルの点 イ 同 334度41分 294メートルの点 ウ 同 354度22分 263メートルの点 エ 同 288度42分 38メートルの点 | |
| 富山県射水市八幡町一丁目 | 富山県射水市八幡町一丁目 | |

| 区第12号 | 区第13号 | | |
|--|---|--|--|
| 第1種 区画漁業 | 第1種 区画漁業 | | |
| こんぶ養殖業 | かき垂下式養殖業 | | |
| 9月1日から翌年6月30日まで | 1月1日から12月31日まで | | |
| 富山県高岡市地先 | 富山県高岡市地先 | | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域ア 測量標第 271号から第 229号の見透線を基準として 323度15分330度04分531メートルの点イ 同 330度04分605メートルの点ウ 同 333度57分575メートルの点エ 同 327度16分496メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域ア 測量標第 271号から第 229号の見透線を基準として 295度25分297メートルの点イ 同 323度59分402メートルの点ウ 同 352度28分295メートルの点エ 同 323度32分119メートルの点 | | |
| 富山県高岡市伏木国分二丁目 | 富山県高岡市伏木国分二丁目 | | |

| 区第14号 | | 区第15号 | | |
|----------------|--|--|--|--|
| 第1種 区画漁業 | | 第1種 区画漁業 | | |
| わかめ養殖業 | | 魚類小割り式養殖業 | | |
| 10月1日から翌年4月30日 | まで | 1月1日から12月31日まで | | |
| 富山県高岡市地先 | | 富山県氷見市地先 | | |
| 囲まれた区域 | の各点を順次に結ぶ4直線によって 229号の見透線を基準として 836メートルの点 602メートルの点 732メートルの点 935メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 247-2号から第 245-2号の見透線を基準として 324度43分 1,055メートルの点 イ 同 325度53分 1,043メートルの点 ウ 同 323度12分 964メートルの点 エ 同 320度42分 984メートルの点 | | |
| なし | | なし | | |
| 富山県高岡市太田及び渋谷 | | 富山県氷見市藪田 | | |

| 区第16号 | | 区第17号 | | | |
|----------------|---|---|--|--|--|
| 第1種 区画漁業 | | 第1種 区画漁業 | | | |
| わかめ養殖業 | | 魚類小割り式養殖業 | | | |
| 10月1日から翌年4月30日 | まで | 1月1日から12月31日まで | | | |
| 富山県氷見市地先 | | 富山県氷見市地先 | | | |
| 囲まれた区域 | の各点を順次に結ぶ4直線によって ら第21-2号の見透線を基準として 564メートルの点 538メートルの点 341メートルの点 376メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 253-2号から第21-2号の見透線を基準として 312度51分 575メートルの点 イ 同 317度26分 519メートルの点 ウ 同 305度15分 455メートルの点 エ 同 301度57分 520メートルの点 | | | |
| なし | | なし | | | |
| 富山県氷見市宇波、脇方、 | 小境及び大境 | 富山県氷見市宇波、脇方、小境及び大境 | | | |

| 区第18号 | 区第19号 | | |
|---|--|--|--|
| 第1種 区画漁業 | 第1種 区画漁業 | | |
| わかめ養殖業 | わかめ養殖業 | | |
| 10月1日から翌年4月30日まで | 10月1日から翌年4月30日まで | | |
| 富山県氷見市地先 | 富山県氷見市地先 | | |
| 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 258号から第 260-2号の見透線を基準として 115度12分 1,753メートルの点 イ 同 143度34分 1,082メートルの点 ウ 同 81度18分 607メートルの点 エ 同 81度18分 1,200メートルの点 | 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって 囲まれた区域 ア 測量標第 260-2 号から第 258号の見透線を基準として 299度28分 455メートルの点 イ 同 316度38分 340メートルの点 ウ 同 262度36分 209メートルの点 エ 同 262度00分 384メートルの点 | | |
| なし 富山県氷見市姿、中田、中波及び脇 | 富山県氷見市姿、中田、中波及び脇 | | |
| | | | |

- 5 免許予定日
 - 平成25年9月1日
- 6 漁業権の存続期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

7 免許の申請期間

平成25年6月3日から平成25年6月28日まで

卓

李

第3 共同漁業

| 2 | | 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
|-----|-----------|----------------------|---------------|----------------|-------|--------------|----------------|
| | 漁業の | 第1種 | わかめ漁業 | 10月1日から6月30日まで | 第2種 | いわし小型定置漁業 | 4月1日から11月30日まで |
| 許 | 種 類 | 同 | えごのり漁業 | 5月1日から7月31日まで | 同 | ふくらぎ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| の | 名 称 | 司 | てんぐさ漁業 | 5月1日から8月31日まで | 司 | とびうお刺網漁業 | 3月1日から10月31日まで |
| 内 | 及び | 司 | あおのり漁業 | 1月1日から5月31日まで | 司 | かれい、かに刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 容 | 漁業の | 司 | いわのり漁業 | 1月1日から5月31日まで | 司 | すけとうたら刺網漁業 | 10月1日から4月30日まで |
| | 時 期 | 司 | もずく漁業 | 5月1日から8月31日まで | 司 | はちめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | | 司 | いがい漁業 | 5月1日から8月31日まで | 司 | えび刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | | 司 | かき漁業 | 4月1日から8月31日まで | 司 | かます刺網漁業 | 5月1日から12月31日まで |
| | | 司 | さざえ漁業 | 4月1日から8月31日まで | 司 | ひらめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | | 同 | あわび漁業 | 6月1日から8月31日まで | 同 | たい刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | | 司 | なまこ漁業 | 11月1日から4月30日まで | 第3種 | いわし地びき網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| | | 同 | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | |
| | 17111-350 | 富山県下 | 新川郡朝日町境から同郡 | 3入善町古黒部に至る地先 | | | |
| | 位置 | | | | | | |
| | | 次の基点 | 第1号、ア、イ、ウ、エ | -及び基点第4号の各点を順次 | に結んだ | 5直線と最大高潮時海岸線 | 泉とによつて囲まれた区域 |
| | 漁場の | | 1号 測量標第 101号か | | | 53メートルの点 | |
| | 区 域 | | 点第1号から方位 | 349度 | , | 40メートルの点 | |
| | | | 点第2号から方位 | 11度 | , | 340メートルの点 | |
| | | | 点第3号から方位 | 345度 | , | 40メートルの点 | |
| | | | 点第4号から方位 | ~ • | | 340メートルの点 | |
| | | 基点第4号 測量標第 116号からの方位 | | | - • | 42メートルの点 | |
| | | | | | - • | 77メートルの点 | |
| | | 基点第 | 3号 測量標第 111号か | らの方位 76度 | 22分 3 | 14メートルの点 | |
| 3 # | 訓限又は | なし | | | | | |
| 条件 | 4 | | | | | | |

| 共第2号 | | | | | | |
|----------------------------|---|----------------|-----|--------------|----------------|--|
| 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | |
| 第1種 | てんぐさ漁業 | 2月1日から8月31日まで | 第2種 | いか小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで | |
| 同 | わかめ漁業 | 10月1日から6月30日まで | 司 | えび、かに刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで | |
| 同 | もずく漁業 | 5月1日から8月31日まで | 司 | きす刺網漁業 | 4月1日から10月31日まで | |
| 同 | えごのり漁業 | 5月1日から7月31日まで | 司 | ひらめ、ひらめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで | |
| 司 | かき漁業 | 1月1日から12月31日まで | 司 | かます刺網漁業 | 9月1日から11月30日まで | |
| 司 | あわび漁業 | 1月1日から12月31日まで | 司 | はちめ、いしもち刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで | |
| 司 | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 司 | たい刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで | |
| 司 | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第3種 | いわし地びき網漁業 | 1月1日から12月31日まで | |
| 司 | なまこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 司 | かれい手繰網漁業 | 1月1日から12月31日まで | |
| 第2種 | 第2種 いわし小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 同 えび手繰網漁業 1月1日から12月31日まで | | | | | |
| 富山県下新川郡入善町春日から同郡入善町芦崎に至る地先 | | | | | | |
| | | | | | | |

次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第8号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域 基点第4号 測量標第 116号からの方位 80度15分 342メートルの点 ア 基点第4号から方位 7度02分 3,640メートルの点

イ 基点第5号から方位 3度07分 3,640メートルの点

ウ 基点第6号から方位 3度07分 3,640メートルの点

エ 基点第7号から方位 341度05分 3,640メートルの点

オ 基点第8号から方位 323度20分 3,640メートルの点

基点第8号 測量標第 132-2号からの方位 195度41分 863メートルの点 基点第5号 測量標第 120号からの方位 82度00分 212メートルの点

基点第6号 測量標第 123-3号からの方位 49度04分 51メートルの点

基点第7号 測量標第127号からの方位 51度45分 10メートルの点

なし

*

| N20 1 | | | | | |
|-------|-----------|----------------|-----|-------------|----------------|
| 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
| 第1種 | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第2種 | ひらめ、かれい刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | てんぐさ漁業 | 5月1日から8月31日まで | 同 | はちめ刺網漁業 | 1月1日から8月31日まで |
| 同 | かき漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | きす、かます刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | あわび漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | かに刺網漁業 | 10月1日から4月30日まで |
| 同 | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | くるまえび刺網漁業 | 5月1日から8月31日まで |
| 司 | なまこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第3種 | いわし地びき網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 第2種 | いか小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで | 司 | さば地びき網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | いわし小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで | 讵 | かれい手繰網漁業 | 1月1日から12月31日まで |

富山県黒部市荒俣から同市浜石田に至る地先

次の基点第8号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第11号の各点を順次に結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域

| 基点第8号 | 測量標第 132-2号からの方位 | 195度41分 | 863メートルの点 |
|--------|------------------|---------|-------------|
| ア基点第 | 8号から方位 | 323度20分 | 1,940メートルの点 |
| イ 基点第 | 9号から方位 | 311度41分 | 1,824メートルの点 |
| ウ 基点第1 | 0号から方位 | 276度40分 | 3,476メートルの点 |
| エ 基点第1 | 0号から方位 | 251度00分 | 2,340メートルの点 |
| 才 基点第1 | 1号から方位 | 279度30分 | 2,095メートルの点 |
| カ 基点第1 | 1号から方位 | 260度09分 | 1,566メートルの点 |
| キ 基点第1 | 1号から方位 | 284度24分 | 885メートルの点 |
| 基点第11号 | 測量標第 143号からの方位 | 203度30分 | 7メートルの点 |
| 基点第9号 | 測量標第 137号からの方位 | 186度18分 | 162メートルの点 |
| 基点第10号 | 測量標第 140-2号からの方位 | 308度59分 | 28メートルの点 |
| | | | |

なし

世第3号

봻

| 共第4号 | | | | | |
|--------|-----------|--------------------|-----|-------------|----------------|
| 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
| 第1種 | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第2種 | いか小型定置漁業 | 4月1日から11月30日まで |
| 同 | てんぐさ漁業 | 4月1日から9月30日まで | 同 | ひらめ、かれい刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | わかめ漁業 | 3月1日から7月31日まで | 同 | かます刺網漁業 | 9月1日から12月31日まで |
| 同 | あおさ漁業 | 1月1日から7月31日まで | 同 | くるまえび刺網漁業 | 5月1日から8月31日まで |
| 司 | もずく漁業 | 2月1日から9月30日まで | 同 | すけそうたら刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 司 | かたのり漁業 | 1月1日から10月31日まで | 同 | はちめ刺網漁業 | 1月1日から9月30日まで |
| 司 | ふくろのり漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | きす刺網漁業 | 4月1日から10月31日まで |
| 司 | いわのり漁業 | 4月1日から12月31日まで | 同 | かに刺網漁業 | 10月1日から4月30日まで |
| 司 | なまこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第3種 | いわし地びき網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 司 | あわび漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | かれい手繰網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 司 | かき漁業 | 4月1日から9月30日まで | 同 | はちめ手繰網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | さざえ漁業 | 4月1日から9月30日まで | 同 | ひらめ手繰網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 第2種 | いわし小型定置漁業 | 3月1日から11月30日まで | 同 | にぎす手繰網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 2,1· 1 | | 3月1日から11月30日まで | | | 1月1日から12月31日まで |

富山県黒部市石田(二級河川黒瀬川以東を除く。)から滑川市笠木に至る地先

次の基点第11号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第15号の各点を順次に結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域。ただし、北地区北防波堤、北地区北防波堤の先端と北地区南防波堤の先端を結んだ直線、北地区南防波堤及び最 大高潮時海岸線によって囲まれた水域並びに南地区北防波堤、南地区北防波堤の先端と南地区南防波堤の先端を結んだ直線、南 地区南防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域を除く。

| 基 | 点第11号 測量標第 132号からの方位 | 203度30分 | 7メートルの点 |
|---|----------------------|---------|-------------|
| ア | 基点第11号から方位 | 284度24分 | 885メートルの点 |
| イ | 基点第11号から方位 | 260度09分 | 1,566メートルの点 |
| ウ | 基点第11号から方位 | 279度30分 | 2,095メートルの点 |
| 工 | 基点第10号から方位 | 251度00分 | 2,340メートルの点 |
| 才 | 基点第10号から方位 | 259度35分 | 2,575メートルの点 |
| 力 | 基点第12号から方位 | 296度11分 | 2,645メートルの点 |
| キ | 基点第15号から方位 | 6度00分 | 3,848メートルの点 |
| ク | 基点第15号から方位 | 308度52分 | 2,700メートルの点 |
| | | | |

基点第15号 測量標第 159号からの方位 42度35分 114メートルの点 基点第10号 測量標第 140-2号からの方位 308度59分 28メートルの点 基点第12号 測量標第 19-2号からの方位 39度57分 163メートルの点

公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

声

| 共第5号 | i. | | | | |
|------|---|----------------|--------|-------------|----------------|
| 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
| 第1種 | てんぐさ漁業 | 4月1日から12月31日まで | 第2種 | ほたるいか小型定置漁業 | 3月1日から8月31日まで |
| 司 | もずく漁業 | 1月1日から4月30日まで | 司 | あじ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | あおのり漁業 | 1月1日から5月31日まで | 司 | かます刺網漁業 | 9月1日から12月31日まで |
| 司 | かき漁業 | 3月1日から10月31日まで | 司 | はちめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 司 | あわび漁業 | 1月1日から12月31日まで | 司 | たい、ひらめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 司 | なまこ漁業 | 1月1日から3月31日まで | 司 | くるまえび刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | かれい刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第3種 | きす手繰網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 第2種 | いわし小型定置漁業 | 9月1日から1月31日まで | | | |
| 富山県滑 | 別市四ツ屋から同市魚射 | に至る地先 | | | |
| | | | | | |
| 次の基点 | 次の基点第15号、ア、イ、ウ、エ及び基点第17号の各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域 | | | | |
| 基点第 | 515号 測量標第 159号か | らの方位 42度35分 1 | 14メートル | レ の点 | |
| ア基 | ア 基点第15号から方位 308度52分 2,700メートルの点 | | | | |
| イ 基 | イ 基点第15号から方位 286度00分 1,640メートルの点 | | | | |
| ウ 基 | | | | | |

境界線附近における小型定置漁業については、隣接定置漁業権者と協議のうえ敷設しなければならない。

基点第17号 測量標第 167号からの方位 278度30分 118メートルの点

355度30分 1,147メートルの点

エ 基点第17号から方位

Ш

*

| ∄uÌ | |
|-----|--|
| E | |
| 듩 | |
| 拱 | |
| | |
| | |
| | |

| 共第6号 | Ť . | | | | |
|------|-------------|----------------|-----|-------------|----------------|
| 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
| 第1種 | もずく漁業 | 2月1日から8月31日まで | 第2種 | かます刺網漁業 | 8月1日から12月31日まで |
| 同 | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | くるまえび刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | かき漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | さより刺網漁業 | 4月1日から6月30日まで |
| 同 | ばい漁業 | 4月1日から12月31日まで | 同 | かに刺網漁業 | 3月1日から11月30日まで |
| 同 | しろえび漁業 | 4月1日から11月30日まで | 同 | ひらめ、かれい刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | こだまがい漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | はちめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | てんぐさ漁業 | 4月1日から8月31日まで | 同 | たい刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | きす刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | あわび漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第3種 | あじ地びき網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | なまこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | かます地びき網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 第2種 | ほたるいか小型定置漁業 | 3月1日から8月31日まで | 同 | かれい、きす手繰網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | いわし小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで | 口 | えび手繰網漁業 | 1月1日から12月31日まで |

富山県富山市水橋町から射水市本江に至る地先

签 c □

次の基点第17号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第22号の各点を順次に結んだ11直線と最大高潮時海岸線と によって囲まれた区域。ただし、岩瀬東防波堤、岩瀬東防波堤の先端と東防波堤の先端を結んだ直線、東防波堤の先端と西防波 堤の先端を結んだ直線、西防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域を除く。

| 基点 | 原第17号 測量標第 167号からの方位 | 278度30分 | 118メートルの点 |
|----|----------------------|---------|--------------|
| ア | 基点第17号から方位 | 355度30分 | 1, 147メートルの点 |
| イ | 基点第17号から方位 | 351度07分 | 1,620メートルの点 |
| ウ | 基点第18号から方位 | 342度00分 | 1,870メートルの点 |
| 工 | 基点第20号から方位 | 29度00分 | 2,365メートルの点 |
| オ | 基点第20号から方位 | 17度55分 | 3,190メートルの点 |
| 力 | 基点第20号から方位 | 342度27分 | 2,884メートルの点 |
| キ | 基点第21号から方位 | 355度27分 | 3,000メートルの点 |
| ク | 基点第22号から方位 | 29度42分 | 3,329メートルの点 |
| ケ | 基点第22号から方位 | 57度00分 | 2,282メートルの点 |
| コ | 基点第22号から方位 | 10度47分 | 1,378メートルの点 |
| | | | |

*

| | 基点第22号 | 測量標第60-2号からの方位 | 109度30分 | 132メートルの点 |
|---|---------------|----------------|------------------|---|
| | 基点第18号 | 測量標第 182号からの方位 | 29度16分 | 28メートルの点 |
| | 基点第20号 | 測量標第 193号からの方位 | 246度07分 | 229メートルの点 |
| | 基点第21号 | 測量標第 196号からの方位 | 215度57分 | 43メートルの点 |
| _ | L TELL-CHITTA | | + + 1 l+=+ ~ > = | 1.3m. 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1 |

- 小型定置漁業については、隣接定置漁業権者と協議のうえ敷設しなければならない。
- 2 次のサ、シ、エ、ス、セ、ソ及びサの各点を順次に結ぶ直線によって囲まれた区域内に停泊することを目的に出入りする船 舶の妨げをしてはならない。
 - サ 基点第20号から方位 54度15分12秒 2,143,671メートルの点
 - シ 基点第20号から方位 42度13分06秒 2,591,758メートルの点
- エ 基点第20号から方位 29度00分 2,365 メートルの点
- ス 基点第20号から方位 21度29分49秒 2,854.788メートルの点
- セ 基点第20号から方位 17度20分54秒 2,784.123メートルの点
- ソ 基点第20号から方位 33度48分04秒 1,509.611メートルの点
- 公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

Ш

| 共第7号 | ÷ | | | | |
|------|---------------|----------------|-----|----------------|----------------|
| 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
| 第1種 | かき漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第2種 | かに刺網漁業 | 3月1日から11月30日まで |
| 同 | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | くるまえび刺網漁業 | 4月1日から1月31日まで |
| 同 | しろえび漁業 | 4月1日から11月30日まで | 同 | ひらめ、かれい刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | てんぐさ漁業 | 4月1日から8月31日まで | 司 | はちめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | なまこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | たこかご (つぼ) なわ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | あわび漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第3種 | いわし地びき網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 第2種 | いわし小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | |
| 合山旧旬 | by 古海老江から同古古田 | 第二丁月75至る地生 | | | |

富山県射水市海老江から同市庄西町一丁目に至る地先

次の基点第22号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域及びオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点第26号の各点を順次に結んだ7直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域。ただし、新湊マリーナ防波堤(南)、新湊マリーナ防波堤(南)の外縁を新湊マリーナ防波堤(北)まで延長した線、新湊マリーナ防波堤(北)及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域を除く。

| 基点第22号 測量標第60−2号からの方位 109度 | 30分 132 | メートルの点 |
|------------------------------|----------------|-----------|
| ア 基点第22号から方位 10度 | 47分 3,000 | メートルの点 |
| イ 基点第23号から方位 11度 | 508分 3,008 | メートルの点 |
| ウ 基点第24号から方位 22度 | 57分 2,963 | メートルの点 |
| エ 基点第24号から方位 354度 | 48分05秒 979. | 161メートルの点 |
| 基点第23号 測量標第64-4号からの方位 276度 | 18分 350 | メートルの点 |
| 基点第24号 測量標第 212-4号からの方位 151度 | 28分 220 | メートルの点 |
| 基点第25号 測量標第 138号からの方位 106度 | 30分 282 | メートルの点 |
| オ 基点第25号から方位 15度 | 37分 600 | メートルの点 |
| カ 基点第25号から方位 15度 | 37分 1,235 | メートルの点 |
| キ 基点第25号から方位 27度 | 18分 3,038 | メートルの点 |
| ク 基点第26号から方位 29度 | 500分 3,000 | メートルの点 |
| ケ 基点第27号から方位 29度 | 500分 1,850 | メートルの点 |
| コ 基点第27号から方位 29度 | 500分00秒 143. | 661メートルの点 |
| サ 基点第26号から方位 29度 | 500分00秒 1,212. | 616メートルの点 |
| 基点第26号 測量標第 226号からの方位 153度 | 30分 180 | メートルの点 |
| 基点第23号 測量標第 227号からの方位 308度 | 35分 293 | メートルの点 |

1 次のシの点を中心として半径 400メートルを有する円内の区域及び次のス、セ、ソ及びタの各点を順次に結ぶ直線によって 囲まれた区域内に停泊することを目的に出入りする船舶の妨げをしてはならない。 シ 基点23号から方位 11度56分47秒 1,538.153メートルの点 ス 基点23号から方位 22度24分53秒 1,798.713メートルの点 セ 基点23号から方位 20度43分37秒 2,972.326メートルの点 ソ 基点23号から方位 9度16分53秒 3,024.960メートルの点

 タ 基点23号から方位
 3度34分46秒
 1,853.296メートルの点

 2 公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

| ∄uÌ | |
|-----|--|
| E | |
| 듩 | |
| 拱 | |
| | |
| | |
| | |

| 共第8号 | 共第8号 | | | | |
|-------------------------------|----------|----------------|-----|-----------|----------------|
| 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
| 第1種 | かき漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第1種 | えごのり漁業 | 5月1日から8月31日まで |
| 同 | ばい漁業 | 4月1日から8月31日まで | 同 | もずく漁業 | 1月1日から8月31日まで |
| 同 | あわび漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | あおさ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 司 | なまこ漁業 | 11月1日から5月31日まで | 第2種 | いわし小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | はちめ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | わかめ漁業 | 10月1日から6月30日まで | 同 | はちめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | てんぐさ漁業 | 11月1日から8月31日まで | 同 | かに刺網漁業 | 3月1日から11月30日まで |
| 同 | ふのり漁業 | 2月1日から8月31日まで | 同 | くるまえび刺網漁業 | 4月1日から10月31日まで |
| 同 | はまぐり漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | かれい刺網漁業 | 10月1日から4月30日まで |
| 同 | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | さより刺網漁業 | 4月1日から6月30日まで |
| 同 | うに漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第3種 | ひらめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | いわのり漁業 | 10月1日から5月31日まで | 同 | いわし地びき網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | ほんだわら類漁業 | 1月1日から12月31日まで | 司 | かれい手繰網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| ウル田 玄図ナルよりと同士 4回2 4 7 7 1k 4k | | | | | |

富山県高岡市伏木から同市太田に至る地先

次の基点第27号、ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域及び基点 第29号、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第31号の各点を順次に結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第27号、測量標第 227号からの方位 208度35公 204 メートルの点

| 基点第27号 測量標第 227号からの万位 | 308度35分 | 294 メートルの点 |
|-----------------------|-----------|-------------------|
| ア 基点第27号から方位 | 29度00分 | 1,850 メートルの点 |
| イ 基点第27号から方位 | 29度00分00秒 | 1, 143. 661メートルの点 |
| ウ 基点第27号から方位 | 1度05分07秒 | 1,547.344メートルの点 |
| エ 基点第27号から方位 | 358度29分 | 1,653 メートルの点 |
| オ 基点第27号から方位 | 9度00分 | 2,244 メートルの点 |
| 基点第29号 測量標第 11号からの方位 | 286度00分 | 370 メートルの点 |
| カ 基点第29号から方位 | 38度17分 | 215 メートルの点 |
| キ 基点第29号から方位 | 8度17分 | 400 メートルの点 |
| ク 基点第29号から方位 | 35度58分 | 1,990 メートルの点 |
| ケ 基点第30号から方位 | 25度33分 | 2,000 メートルの点 |
| | | |

刪

| ١ | コ 基 | 点第3 | 1号から方位 | 41度20分 | 2,000 | メートルの点 |
|---|-----|------|------------------|---------|-------|--------|
| l | 基点第 | 第31号 | 測量標第 185-3号からの方位 | 326度02分 | 101 | メートルの点 |
| ١ | 基点第 | 第30号 | 測量標第 271号からの方位 | 309度53分 | 53 | メートルの点 |

公共施設である港湾の外郭施設の維持及び管理に支障のないようにしなければならない。

| 共第9号 | • | | | | |
|--|----------|----------------|-----|-----------|----------------|
| 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 | 種 類 | 漁業の名称 | 漁業の時期 |
| 第1種 | てんぐさ漁業 | 4月1日から8月31日まで | 第1種 | うに漁業 | 9月1日から5月31日まで |
| 司 | えごのり漁業 | 5月1日から8月31日まで | 第2種 | いわし小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 司 | わかめ漁業 | 10月1日から6月30日まで | 同 | はちめ小型定置漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | もずく漁業 | 1月1日から8月31日まで | 同 | さより刺網漁業 | 4月1日から6月30日まで |
| 同 | いわのり漁業 | 10月1日から5月31日まで | 同 | はちめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 司 | かき漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | かに刺網漁業 | 3月1日から11月30日まで |
| 同 | さざえ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | くるまえび刺網漁業 | 4月1日から12月31日まで |
| 同 | なまこ漁業 | 11月1日から5月31日まで | 同 | かれい刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | たこ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | ひらめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 司 | ほんだわら類漁業 | 1月1日から12月31日まで | 第3種 | いわし地びき網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 司 | あおさ漁業 | 1月1日から12月31日まで | 同 | かれい手繰網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 同 | あわび漁業 | 1月1日から12月31日まで | | | |
| 富山県氷見市島尾から同市脇に至る地先 | | | | | |
| 次の基点第31号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第38号の各点を順次に結んだ11直線と最大高潮時海岸線と | | | | | |

によって囲まれた区域

| 1=01 - 1 2 311 91 2 2 31 | | | |
|--------------------------|------------|--------|----------|
| 基点第31号 測量標第 185-3号からの方位 | 326度02分 | 101 | メートルの点 |
| ア 基点第31号から方位 | 41度20分 | 1,078 | メートルの点 |
| イ 基点第32号から方位 | 41度10分 | 1,055 | メートルの点 |
| ウ 基点第33号から方位 | 64度05分 | 1, 312 | メートルの点 |
| エ 基点第34号から方位 | 91度23分 | 2, 216 | メートルの点 |
| オ 基点第35号から方位 | 102度38分 | 1, 439 | メートルの点 |
| カ 基点第36号から方位 | 119度27分 | 984 | メートルの点 |
| キ 基点第37号から方位 | 125度00分 | 1, 186 | メートルの点 |
| ク 基点第37号から方位 | 92度15分 | 1,000 | メートルの点 |
| ケ 基点第37号から方位 | 69度22分 | 1, 445 | メートルの点 |
| コ 基点第38号から方位 | 128度00分 | 656 | メートルの点 |
| 基点第38号 測量標第 260-2号からの方位 | 57度56分 | 42 | メートルの点 |
| 基点第32号 測量標第 172-3 号からの方位 | 29度30分32秒 | 10. 5 | 38メートルの点 |
| 基点第33号 測量標第 181-2号からの方位 | 331度31分08秒 | 140. 1 | 45メートルの点 |
| | | | |

基点第34号 測量標第 241-2号からの方位 203度37分 245 メートルの点 基点第35号 測量標第 243-2号からの方位 11度50分20秒 98.354メートルの点 基点第36号 測量標第 249-2号からの方位 292度08分 28 メートルの点 基点第37号 測量標第 253-2号からの方位 9度00分 635 メートルの点

なし

4 関係地区

| 免許番号 | 関係地区 |
|------|--|
| 共第1号 | 富山県下新川郡朝日町境、宮崎、見崎、横尾、大屋、草野及び赤川 |
| 共第2号 | 富山県下新川郡入善町春日、横山、八幡、入膳、吉原、目川、木根、神子 沢、五十里、下飯野及び芦崎 |
| 共第3号 | 富山県黒部市荒俣、大開、吉田、生地芦崎、生地、立野、新町及び浜石田 |
| 共第4号 | 富山県黒部市石田(二級河川黒瀬川以東を除く。) 富山県魚津市経田西町、経田中町、本新、岡経田、仏田、青島、北中、北 鬼江、仏又、諏訪町、火の宮、本町一丁目、本町二丁目、新角川一丁目、 新角川二丁目、上ロ一丁目及び上口二丁目 富山県滑川市三ケ、吉浦及び笠木 |
| 共第5号 | 富山県滑川市(三ケ、吉浦及び笠木を除く。) |
| 共第6号 | 富山県富山市水橋町、水橋魚躬、水橋山王町、水橋川原町、水橋辻ケ堂、水橋大町、水橋中町、水橋畠等、浜黒崎、日方江、海岸通、東岩瀬町、東岩瀬村、岩瀬郡訪町、岩瀬港町、岩瀬古志町、岩瀬萩浦町、岩瀬松原町岩瀬白山町、岩瀬入船町、岩瀬天神町、岩瀬梅本町、岩瀬高畠町、岩瀬赤田町、草島、四方西岩瀬、四方北窪、四方恵比須町、四方港町、四方田町四方野割町、四方一番町、四方二番町、四方神明町、四方新、四方新出町打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目及びつばめ野三丁目富山県射水市本江、本江針山開及び本江三箇富山県射水市海老江練合、海老江、海老江浜開、本江、射水町一丁目、射水町二丁目、堀岡古明神、堀岡新明神、堀岡、堀岡明神新、放生津町、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、立町、二の丸町、中新湊、桜町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、中央町、港町、庄川本町、庄西町一丁目、庄西町二丁目、越の潟町、三日曽根、緑町、西新湊及び善 |
| 共第8号 | 光寺 富山県高岡市伏木本町、伏木中央町、伏木国分一丁目、伏木国分二丁目、 伏木錦町、伏木古府一丁目、伏木古府二丁目、伏木古府三丁目、伏木古府 元町、伏木矢田、伏木湊町、伏木一宮一丁目、伏木一宮二丁目、伏木東一 宮、伏木古国府、伏木二丁目、太田及び渋谷 |
| 共第9号 | 富山県氷見市島尾、窪、柳田、地蔵町、伊勢大町一丁目、伊勢大町二丁目、朝日丘、丸の内、北大町、幸町、南大町、比美町、中央町、本町、朝日本町、栄町、諏訪野、間島、阿尾、藪田、小杉、泊、宇波、脇方、小境、大境、姿、中田、中波及び脇 |

5 免許予定日

平成26年1月1日

6 漁業権の存続期間

平成26年1月1日から平成35年12月31日まで

7 免許の申請期間

平成25年11月1日から平成25年11月29日まで

附記

この告示による定置漁業、区画漁業及び共同漁業の漁場図は、次の場所に備え付 け、閲覧に供する。

| 漁場図閲覧場所 | 所在地 |
|---------------|-----|
| 富山県農林水産部水産漁港課 | 富山市 |
| 富山海区漁業調整委員会 | 富山市 |

平成25年4月26日印刷発行

発 行 富

山 県